

議第1号

新型コロナウイルス感染症から地方の生活と経済を守るための対策強化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年4月30日

提出者 全議員

徳島県議会議長 寺井正邇 殿

新型コロナウイルス感染症から地方の生活と経済を守るための対策強化に関する意見書

新型コロナウイルス感染症については、世界保健機関（WHO）が「世界的大流行」と宣言するなど、急速な勢いで世界中に拡大し、脅威となっている。

我が国においては、医療提供体制の確保や検査能力の拡充、学校の臨時休業措置、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛など、国、自治体をはじめ事業者、国民が一丸となって感染拡大防止に向け、取り組んできたところである。

しかし、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という）に基づく緊急事態宣言が7都府県に発出された後、4月16日には、国は、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとともに、特に重点的な対策を進める必要があるとした13都道府県を「特定警戒都道府県」として位置づけている。

今後、さらに、本県をはじめとする地方に感染が拡大した場合には、財政基盤や経済力の脆弱な地方単独では、十分な対応が困難であり、高齢者をはじめとする感染の拡大、中小企業や農林畜水産業など地方経済への深刻な影響、ひいては地方の崩壊に至る事態が強く懸念されるところである。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策に関するあらゆる対策の強化を図り、感染拡大を何としても防ぐとともに、万一の事態にも備えた「経済」「雇用」「生活」を守るため、次の事項について、緊急の措置並びに息の長い対策を講じられるよう強く要請する。

- 1 検査体制の更なる強化や、ワクチン・治療薬の開発・普及、感染防止に向けた国民の行動を促す正確で分かりやすい情報発信や地域間の移動自粛など具体的な注意喚起、啓発により、これ以上の感染拡大の防止を強力に進めること。
- 2 「緊急事態宣言」が発出された地域において、特措法に基づく休業要請を行った場合には、国の責任において、補償費などの予算を確保すること。なお、地方公共団体において、「緊急経済対策」に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）（以下、「臨時交付金」という）」を活用して、休業要請に応じた事業者等に協力金等を支給する場合には、十分な支援を行うことができるよう、必要な予算規模を確保すること。
- 3 医療現場への医療物資の安定的な供給、入院医療体制の整備に対する支援、医療現場の疲弊を防ぎ医療機関が安心して患者に対応できる仕組み作りなどに対し、財政的、技術的な支援を講じること。特に、患者や高齢者等が利用する医療機関や福祉施設において、集団感染等を防ぐための物的、人的な対策に対し、財政支援を講じること。
- 4 本県をはじめ中小・零細事業者が多い地方の実情に鑑み、休業等による損失に対する財政支援や、やむを得ない事由による休業中や失業中の雇用保険の特例措置を講じるなど、地方経済と雇用を守るためのきめ細やかな対策を早急の実施すること。

- 5 農林畜水産物の取引縮小に伴う売上げ減少に対する支援をはじめ、売上げ減少の長期化に備えた経営再建のための資金繰り対策など、万全なセーフティネット強化対策を講じること。
 - 6 学校の臨時休業に伴い、児童生徒の学力・体力の低下、心のケア等への対策として、地方公共団体が実施する創意工夫に必要な財源について、その全額を国の責任において確保すること。
 - 7 地方経済や住民の消費生活への長引く影響を踏まえ、地方が地域の実情に応じた息の長い十分な対策を講じることができるよう、「臨時交付金」について、自由度の高い制度とするとともに、継続的かつ十分な予算を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

文 部 科 学 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

農 林 水 産 大 臣

経 済 産 業 大 臣

国 土 交 通 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

内閣府特命担当大臣(地方創生)

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員